

東京都公安委員会告示第 2/52 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 6 項により弁明の機会を付与するので、同条第 7 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 8 月 20 日

東京都公安委員会

記

- 1 弁明の機会の付与を受けるべき者及びその件名
別添のとおり
- 2 弁明書の提出先
江東区有明三丁目 7 番 26 号 有明フロンティアビル B 棟
警視庁交通部駐車対策課放置駐車対策センターデータ審査係
- 3 弁明書の提出期限
令和 8 年 9 月 17 日
- 4 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 6 項の規定に基づき、納付命令を受けるべき者に対し、弁明の機会を付与する旨の書面（以下「弁明通知書」という。）を送付したが、所在が不明のため、弁明通知書を送達することができないので、当該弁明通知書は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、弁明の機会の付与を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

株式会社 Gifukuru
川又 捺希
徳永 健也
石塚 みゆき
株式会社 WING引越センター
新岡 巧
関野 彩菜

放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-106-260726-417255)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-110-260801-202453)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-436-260706-210097)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-438-260730-207732)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-668-260731-205651)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-773-260703-203687)
放置違反金の納付命令に関する件	(第 30-876-260802-203729)